

法第29条 開発行為許可申請書類一覧表

◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。

◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。

◎住民票はマイナンバーの記載のないものを添付してください。

◎図面に**申請区域を赤枠で表示**し、設計図には**作成した者の記名**をしてください。

◎**申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。**

法第29条
法第30条
省令第15条～第27条
市規則第2条～第4条

申請書類・図面等				必須	☐	備考	
申請書	開発行為許可申請書【省令様式第二】			○			
	申請手数料			市手数料条例による※	○	申請書提出時に窓口で現金でお支払いください。 ※手数料は市HP参照	
添付書類	委任状		手続きを第三者に委任する場合			担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。 (委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)	
	建築理由書		自己の居住(業務)用の場合				
	設計説明書【市規則第1号様式】	1 設計の概要		○		「土地の現況」欄を公簿面積、「土地利用計画」欄を実測面積で表示する。 筆の一部である場合は「土地の現況」は「公簿〇㎡の一部」と表示し、比率は記入不要。	
		2 公共施設の管理者等に関する事項	自己居住用の場合不要※			※自己居住用であっても公共施設の新設等ある場合は添付する。	
	資金計画書【省令様式第三】		自己居住用・自己業務用(1ha未満)の場合不要※			開発行為に係る費用のみ、建築工事費は不要。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
	資金計画書の添付書類		工事費の額が300万円未満の場合不要※			※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
	工事費の内訳明細書		※			工事施行者が発行するもの。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
	資金証明書		※			※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
	預貯金残高証明書(原本)		自己資金の場合				
	融資証明書(原本)		借入金の場合			銀行等以外が融資する場合は貸金業の許可書の写しを添付する。	
	開発行為施行同意書【市規則第2号様式】						
	開発区域内の土地等の所有者等		申請者以外に土地の利権者がいる場合			印は実印。「摘要」欄に申請地と記入する。	
	同意した者の印鑑登録証明書(原本)						
	開発区域に隣接する土地の所有者		造成協力者の場合等			印は認印でも可。「摘要」欄に隣接地と記入する。	
	公共施設の管理に関する協議書					白井市まちづくり条例の適用範囲の場合、協議書の写しを添付する。 それ以外の場合は、各課事前協議報告書を添付する。	
	公共施設の管理者の同意書					白井市まちづくり条例の適用範囲の場合、同意書の写しを添付する。	
	道路・水路等占用申請書等(写し)		該当する場合				
	境界確定協議書・確認書		公共地に接する場合	○		協議書(確認書)全ての写し、又は管理者の原本証明のあるものを添付する。民境界は不要。 開発区域が接道する部分を赤線で明示する。	
	申請に者関する資力書及び類信	法人	法人の登記事項証明書(原本)		○		
			直近の財務諸表				
			法人税の納税証明書(原本)	自己居住用、自己業務用(1ha未満)の場合不要※			※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)
			事業経歴書				
		個人	住民票(原本)		○		
資産に関する調書(原本)							
所得税の納税証明書(原本)			自己居住用、自己業務用(1ha未満)の場合不要※			預貯金残高証明書等 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
事業経歴書							
工事関係する者の書類の類能力に		法人	法人の登記事項証明書(原本)		○		
			工事経歴書		○		
	個人	建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(原本)	自己居住用、自己業務用(1ha未満)の場合不要※			許可書の写しは不可。土木工事業の許可が必要。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)	
		住民票(原本)		○			
工事経歴書			○				
建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(原本)		自己居住用、自己業務用(1ha未満)の場合不要※			許可書の写しは不可。土木工事業の許可が必要。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)		
設計者の資格申告書【市規則第3号様式】		1ha未満の場合は申告事項を証する書面は添付不要※			申告者は法人の代表者。 ※高さ5mを超える擁壁を設置する場合、切土・盛土する土地の面積が1500㎡を超え、排水施設を設置する場合は必要。		
給水に関する書類(公営水道の申込申請書写し等)		自己居住用の場合不要			自己居住用以外に開発行為で井戸給水の場合は、工事完了前までに保健所との協議録及び水質検査結果報告書を提出すること。		
農地法第4・5条許可申請書(写し)		農地転用を伴う場合			受付印のある申請書写しを添付する。 農業委員会:農地転用を伴う場合は同時許可。		
特定事業許可申請書(写し)		残土条例に基づく土砂等の埋立てを行う場合			受付印のある申請書写しを添付する。 環境課:500㎡以上3,000㎡未満の場合		
埋蔵文化財の取扱いに関する回答(写し)		埋蔵文化財包蔵地内の場合			生涯学習課:埋蔵文化財の取扱いについて(確認)		
土地の登記事項証明書(原本)			○		インターネットのオンライン請求により取得したものは不可。		

申請書類・図面等			必須	☐	備考
添付図面	開発区域位置図(1/10,000以上)		○		都市計画課: 白井市都市計画図によるもの。 開発区域を赤色で表示する。
	開発区域区域図(1/2,500以上)		○		都市計画課: 白井市都市計画基本図(白図)によるもの。 開発区域を赤色で表示する。 工区を分けた場合は、加えてその位置及び区域を表示する。
	連たん図(1/2,500以上)	建築物の連たんを確認することが必要な場合			40戸以上の連たんが確認できるもの。
	開発区域の公図の写し(原本)(1/600以上)		○		隣接地の地目・面積・所有者の住所及び氏名を記入するか、一覧表を添付。
	開発区域の求積図(1/500以上)		○		開発区域全体の面積、土地利用種別ごとの面積、工区を分けた場合は工区ごとの面積を算定する。
	現況図(1/2,500以上)		○		地盤高、公共施設の位置及び形状、道路及び河川等の幅員等を表示する。
	土地利用計画図(1/1,000以上)		○		利用種別ごとに色分け。公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状及び用途、道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種別、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	造成計画平面図(1/1,000以上)		○		盛土(桃色)、切土(黄色)を色分け。土留めの種類及び範囲等を表示する。
	造成計画断面図(1/1,000以上)		○		盛土(桃色)、切土(黄色)を色分け。申請地および隣接地の地盤高、計画地盤高、土留めの種類等を表示する。
	道路縦横断面図(縮尺任意)	道路を築造する場合			各路線ごとの断面、横断面については各幅員ごとの標準断面を表示する。
	排水施設計画平面図(1/500以上)		○		流量計算書を添付。排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路等を表示する。
	排水施設計画縦断面図(1/500以上)		○		各排水系統ごとにマンホールの位置、勾配、計画高、土かぶり高等を表示する。
	給水施設計画平面図(1/500以上)	自己居住用の場合不要			給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置等を表示する。
	がけの断面図(1/50以上)	該当する場合			がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面保護の方法を表示する。
	擁壁の断面図(1/50以上)	該当する場合			擁壁の寸法・勾配、擁壁の材料の種類・寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水路の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置・材料・寸法を表示する。 (ブロック積みの方の地盤高低差は60cm以下とする。)
	擁壁構造図(縮尺任意)	該当する場合			構造計算書に地盤支持力の根拠を添付する。 ブロック構造図、既存擁壁等構造図も添付する。
	擁壁展開図(縮尺任意)	高さ1m以上の場合必須。 構造計算書も添付。			擁壁の寸法・天端高・材料の種類、伸縮目地、隅角補強並びに水抜き穴の位置、根入れの寸法及び位置、隣地地盤高等を表示する。
	消防水利平面図(1/1,000以上)	自己居住用の場合不要			消防水利の種類(貯水槽・消火栓)、位置等を表示する。
	各種構造図(1/50以上)		○		雨水浸透枳、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路施設、交通安全施設等の寸法・材料等を表示した構造図を添付する。
予定建築物の平面図・立面図(1/200以上)		予定建築物がある場合			敷地面積、建築物用途、構造及び規模(建面・床面)、建蔽率、容積率、最高の高さを表示する。立面図は2面以上。
建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)		(宅地分譲を除く)			

参考: 1 盛土規制法の規制の対象となる主な行為

①盛土で高さが 1m超 の崖を 生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖 を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖 を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となる もの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 、かつ、盛土 又は切土をする前後の地盤面 の標高差が 一部でも30cm超 となるもの(①～④を除く)
⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 、かつ、 地盤面と土石の表面との標高差が 一部でも30cm超 となるもの	